

特記仕様書

委託業務番号 令和8年度 第182号
委託業務名称 クリーンプラント浸出水処理施設調整槽汚泥吸引及び運搬処分業務
委託業務場所 滋賀県長浜市大依町1337番地
湖北広域行政事務センター クリーンプラント

第1 本業務の施工にあたっては、「一般土木工事等共通仕様書（滋賀県）」（以下、「共通仕様書」という。）、「一般土木工事等共通仕様書付則（滋賀県土木交通部）」（以下、「付則」という。）および「現場技術業務委託共通仕様書（滋賀県土木交通部）」（以下、「委託共通仕様書」という。）および本特記仕様書によるものとする。

第2 共通仕様書、付則および委託共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

（一般事項）

第1条 監督職員がその権限（指示・承諾・協議等）を行使する場合は、指示票、工事記録簿等の書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者は、その指示等に従うものとし、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

（業務管理）

第2条

1 安全管理

- (1) 受注者は、施工箇所およびその周辺にある施設や第三者の安全確保に努めなければならない。
- (2) 受注者は、施工中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関係法令に基づく処置を常に講じておくものとする。
- (3) 受注者は、使用人等に適時、安全対策、衛生管理等の指導および教育を行うとともに、業務が適正に遂行されるように管理および監督しなければならない。
- (4) 受注者は、業務の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、別に定める施工中の事故報告書を指示する期日までに、監督職員に提出しなければならない。
- (5) 作業従事者全員に作業内容について十分な教育を行い、作業前には毎回必ず使用機械の整備点検を入念に行うこと。

2 業務管理

- (1) 受注者は、業務の内容について事前に十分調査し、実情を把握の上、実施すること。
- (2) 本業務において、業務委託内容外においても不良箇所が発見された場合については、直ちに監督職員に報告し指示を受けるものとする。
- (3) 本業務は、平日の午前8時30分から午後5時15分までを作業時間とする。ただし、監督職員が事前に承諾した場合は前記時間以外に作業できるものとする。
- (4) 本業務に必要な工具、消耗品、測定器具等は、受注者の負担とする。ただし、機器の特殊性による備え付けの補修工具を必要とする場合は除く。
- (5) 受注者は、熟練・資格等を要する作業には相当経験を有する技術者および資格者をあてること。また、業務上必要な場合は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を定め、現場に常駐させること。
- (6) 作業中は、既設構造物等を汚損または損傷しないように保護養生し、十分注意の上施工すること。万が一損傷等させたときは、速やかに監督職員に通報し、受注者の責任で復旧補修すること。
- (7) 発注者は、実施内容状況について調査を必要とする場合は報告を求めることができる。
- (8) 本業務において、原則として軽微な費用の補修ならびに部品の交換等については、委託費に含まれるものとするが、実施内容によりその都度協議するものとする。
- (9) 受注者は、業務を実施するため公有地、または私有地に立ち入る場合は、監督職員および関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、第三者への土地への立入りについては、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。

(疑義の解釈)

第3条 設計図書に定める事項について、疑義が生じた場合の解釈および本業務上の細目については、当該委託を担当する監督職員の指示に従わなければならない。

(業務等対象物の管理義務)

第4条 委託業務が完了し、引き渡し完了まで業務必要材料等の対象物の保管責任は受注者とする。

(業務終了後の処理)

第5条 委託業務が終了したときは、受注者は速やかに不要材料および仮設物を処分もしくは撤去し、清掃しなければならない。

(材料)

第6条 各種機器材料は、JIS およびその他の関係基準に適合するものであること。ただし、規格等に定めのないものについては、使用実績があり、かつ信頼性の高いものを使用すること。

(法令等の遵守)

第7条 受注者は、本業務を実施するにあたり下記の関係法令等を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則
- (2) 環境基本法、同施行令、同施行規則
- (3) 大気汚染防止法、同施行令、同施行規則
- (4) ダイオキシン類対策特別措置法、同施行令、同施行規則
- (5) 滋賀県公害防止条例
- (6) その他関係法令

(守秘義務)

第8条 受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

その他特記事項

(損害賠償)

業務の施工に伴い通常発生する物件等の破損の補修費および騒音・振動・濁水・交通障害等による事業損失にかかる補償は受注者の負担において行わなければならない。

また、本業務完了後においても明らかに本業務に起因する物件および構造物等の破損の補償および修理は、すべて本業務受注者の負担で行わなければならない。

(提出書類)

本業務において受注者は、次表に掲げる関係図書等を提出しなければならない。

契約、着手時または随時		完了後	
関係書類	部数	関係書類	部数
着手届書	2	作業報告書	2
現場代理人届	2	作業写真 ・センター職員が行う量検査 ・処分施設投入時（処分施設投入までに接続・乗り換えがある場合は接続乗り換えの写真を含	2

		む)	
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	2	廃棄物処理証明書	2
施工計画書	2	業務完了	2
廃掃法上必要な許可書(写)等	2	請求書	1
その他監督職員が指示するもの	2	その他監督職員が指示するもの	2

業務内容

第1 業務概要

本業務は、クリーンプラント浸出水処理施設の調整槽内に堆積した汚泥の吸引、運搬および処分を行うものである。

第2 作業条件(現場条件)

本業務は、稼働中の最終処分場浸出水処理施設において実施するものであるため、安全管理に十分留意すること。なお、調整槽内は酸欠危険箇所であることから、作業に先立ち必ず酸素濃度を測定し、安全を確認した上で着手すること。また、調整槽へ進入する際は、安全ベルト等の安全保護具を着用するものとする。

第3 排出場所

クリーンプラント 滋賀県長浜市大依町1337番地

排出箇所：最終処分場浸出水処理施設 調整槽内
構造：型式 RC 造
主要寸法：16,000×8,800×4,600
有効容量：640 m ³

第4 産業廃棄物の種類及び性状

廃棄物の種類 汚泥

(2) 汚泥の含水率は、48% (※令和8年2月9日採取・分析したもの)

※成分分析結果は別紙のとおり

第5 予定数量

20 m³ (10 t ダンパー車2台分相当を処理すること)

※処理量は、監督員がダンパー車後部の目盛りまたは上部ハッチから確認するものとする。

第6 業務内容

受託者は、委託者が所有する浸出水処理施設から発生する汚泥について、20 m³分を吸引

し、排出場所から処分場まで適正に収集運搬するとともに、適正かつ安定的に処分を行うものとする。なお、吸引作業は1日で実施するものとする。

《使用車両》

①ダンパー車 20 m³分 (※)

※清掃汚泥を 20 m³運搬処分するのに必要な車両を確保すること。

※作業時は、槽内を 5～10cm 程度の滞水状態に保つものとし、原則として、滞水状態にある汚泥を吸引すること。

②高圧洗浄車 (※)

※汚泥の吸引に当たって、やむを得ず必要な場合を除き、高圧洗浄車を使用しないものとする。

《処分場所》

本業務で発生する汚泥が処理可能な一般廃棄物処理施設で処分すること。

※施設所在地の市町村が事前協議制度を設けている場合は、事業協議が整った後に履行すること。

《予定時期》

令和9年2月頃

※あくまで予定であり、変更となる場合がある。

第7 入札金額について

- (1) 入札金額には、業務に係る費用をすべて含めること。
- (2) 処分の際に一般廃棄物処理施設を管轄する地方自治体の条例で定められた環境保全にかかる協力金並びに申請費用等が発生する場合は、見積金額に含めるものとし、その支払いの責を負うものとする

第8 公害対策

- (1) 作業中は、処理場内から汚水及び汚物が流出しないよう万全を期し、環境の保全に努めること。
- (2) 作業にあたっては、悪臭の発生防止に努めるとともに、屋外への臭気漏れ対策を行うこと。

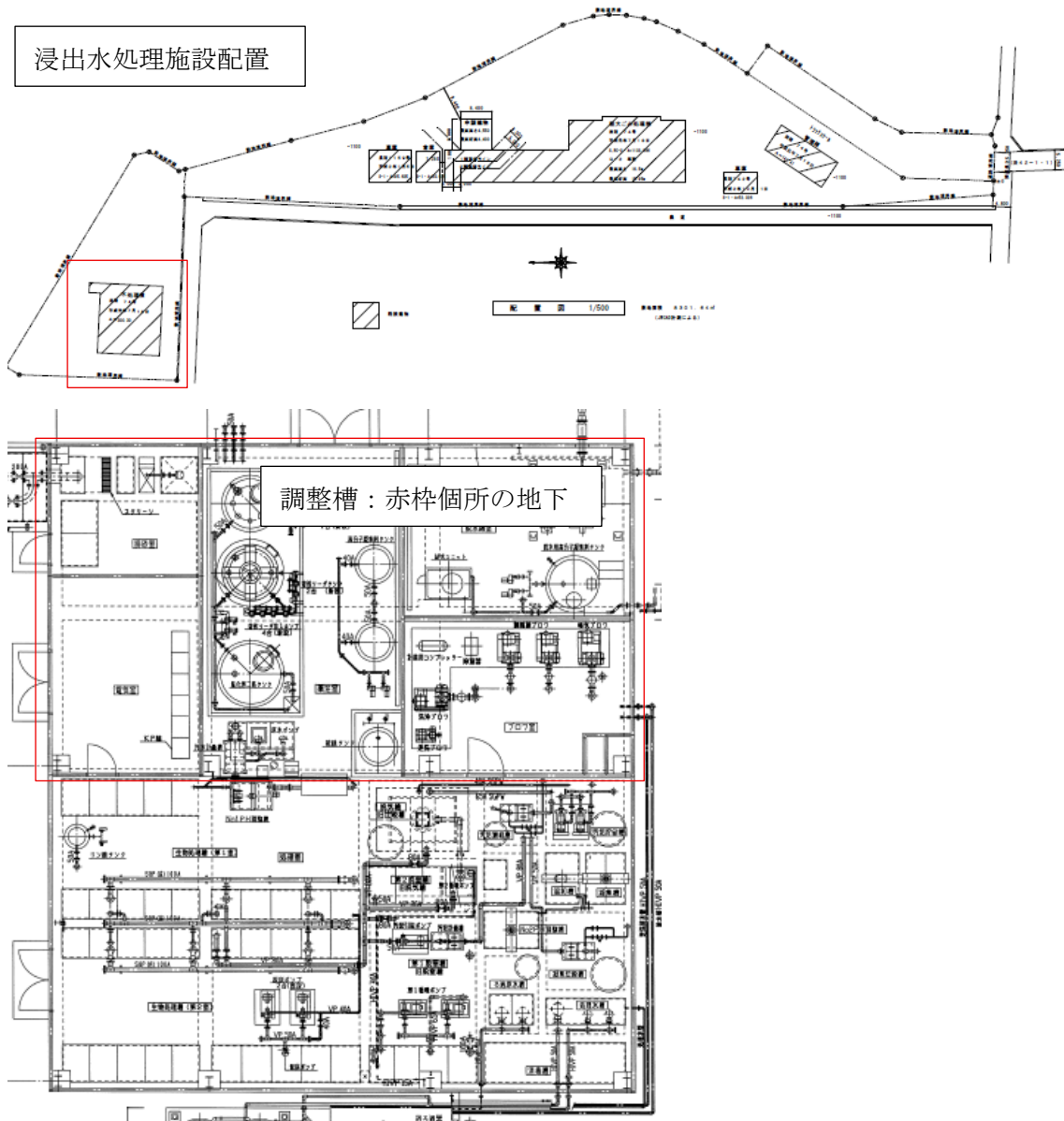
第9 業務履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

第10 その他

- (1) 受託者は、本業務を第三者に委託してはならない。
- (2) ダンパー車の積載容量に余裕がある場合は、他槽内の汚泥吸引を追加で実施することとし、実施内容の詳細は協議のうえ決定する。
- (3) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、関係法令等に基づき、その都度、委託者及び受託者が協議の上決定するものとする。

■クリーンプラント施設配置図



槽内には散気管が設置されているため、散気管を損傷させないように注意のうえ作業すること。

分析結果成績書

【溶出試験】

湖北広域行政事務センター

クリーンプラント様



株式会社 ヒロセ
〒529-1601
滋賀県蒲生郡日野町松尾960番地の1
TEL 0748-52-0943
FAX 0748-52-1843



試験責任者



試料受付日	令和 8 年 2 月 9 日				
受付方法	収集			採取者	[Redacted]
試料採取日	令和 8 年 2 月 9 日	天候	曇	気温	3.0 °C
試料採取場所	クリーンプラント浸出水処理施設調整槽			採取時刻	9:00
試料名	汚泥				

ご依頼を受けました試料についての分析の結果を下記のとおり報告致します。

No	分析項目	単位	分析結果	規制基準値	分析方法
1	アルキル水銀化合物	(mg/L)	不検出(<0.0005)	検出されないこと	環境庁告示第59号(87年3月改正前)付表3
2	水銀又はその化合物	(mg/L)	<0.0005	0.005以下	環境庁告示第59号(87年3月改正前)付表2
3	カドミウム又はその化合物	(mg/L)	<0.005	0.09以下	JIS K 0102-55.4
4	鉛又はその化合物	(mg/L)	<0.01	0.3以下	JIS K 0102-54.4
5	有機りん化合物	(mg/L)	<0.1	1以下	環境庁告示第64号(87年3月改正前)付表1
6	六価クロム化合物	(mg/L)	<0.05	1.5以下	環境庁告示第13号別表第1
7	ひ素又はその化合物	(mg/L)	<0.01	0.3以下	JIS K 0102-61.4
8	シアン化合物	(mg/L)	<0.1	1以下	JIS K 0102-38.1.2及び38.3
9	ポリ塩化ビフェニル	(mg/L)	<0.0005	0.003以下	環境庁告示第59号(87年3月改正前)付表4
10	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.01	0.1以下	JIS K 0125-5.2
11	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.01	0.1以下	JIS K 0125-5.2
12	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.02	0.2以下	JIS K 0125-5.2
13	四塩化炭素	(mg/L)	<0.002	0.02以下	JIS K 0125-5.2
14	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.004	0.04以下	JIS K 0125-5.2
15	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.02	1以下	JIS K 0125-5.2
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.04	0.4以下	JIS K 0125-5.2
17	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.01	3以下	JIS K 0125-5.2
18	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.006	0.06以下	JIS K 0125-5.2
19	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.002	0.02以下	JIS K 0125-5.2
20	チウラム	(mg/L)	<0.006	0.06以下	環境庁告示第59号(87年3月改正前)付表5
21	シマジン	(mg/L)	<0.003	0.03以下	環境庁告示第59号(87年3月改正前)付表6
22	チオベンカルブ	(mg/L)	<0.02	0.2以下	環境庁告示第59号(87年3月改正前)付表6
23	ベンゼン	(mg/L)	<0.01	0.1以下	JIS K 0125-5.2
24	セレン又はその化合物	(mg/L)	<0.01	0.3以下	JIS K 0102-67.4
25	1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.05	0.5以下	環境庁告示第59号(87年3月改正前)付表8
26	含水率	(%)	48	—	環整95号別紙2. II
27	ダイオキシン類 (注)	(ng-TEQ/g)	0.026	3	厚告第192号別表第1

【備考】

- 「<」付数値は、定量下限値未満を表す
昭和48年環境庁告示第13号の規定に基づき実施し、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令における基準値を規制基準値欄に示す。
- 項目欄における「(注)」付記のものは下記の機関で分析したものである
外注委託分析機関 帝人エコ・サイエンス株式会社 松山事業所
愛媛県松山市西垣生町2345番地

分析結果報告書

湖北広域行政事務センター クリーンプラント 様

委託業務名称: クリーンプラント浸出水処理施設調整槽汚泥分析業務

帝人エコ・サイエンス株式会社
〒108-0073 東京都港区三田3-3-8松山事業所
〒791-8536 松山市西垣生町2345番地
Tel (089)971-5818 Fax (089)972-3957特定計量証明事業者の認定番号 N-0031-01
計量証明事業登録(愛媛県)第環41号(特定濃度)

計量管理者

ご依頼のダイオキシン類の分析結果を下記のとおり報告致します。

測定媒体 : 汚泥
 試料名 : 汚泥
 試料区分 : 持込試料
 分析期間 : 2026年2月16日 ~ 2026年3月3日
 採取場所 : クリーンプラント浸出水処理施設調整槽
 採取年月日 : 2026年2月9日
 試料採取者 : 湖北広域行政事務センター クリーンプラント

計量の対象	計量の結果		計量の方法
	実測濃度	毒性等量	
ダイオキシン類濃度	5.6 ng/g	0.026 ng-TEQ/g	平成4年厚生省告示第192号 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業 廃棄物に係る基準の検定方法

- 備考) 1. ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンソフラン、ポリ塩化ジベンゾパラージオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをいう。
 2. 毒性等価係数は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第3条の規定による。
 3. 毒性等量は、定量下限以上の値はそのままその値を用い、定量下限未満のものは0(ゼロ)として各異性体の毒性等量を算出し、それらを合計して算出した。
 4. 本報告書の一部を複製する場合には弊社責任者の承認が必要です。